

江別市いじめ防止対策審議会の概要

1 設置理由

いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うほか、法に定める重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を設置する。

2 審議会の概要

(1) 組織

江別市教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を設置する。

(2) 所掌事務

ア 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議すること。

イ 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(3) 委員の人数等

ア 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

イ 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

ウ 委員の任期は、2年とする。

3 設置期日

平成30年12月1日

いじめ防止対策の組織体制

平常時

【既設】江別市青少年健全育成協議会

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、関係機関により構成される組織
(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第14条第1項)

○所掌事務

- (1) 青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議
- (2) いじめの防止等に関し関係機関及び団体との連携

【新設】江別市いじめ防止対策審議会

教育委員会附属機関

- ・教育委員会といじめ問題対策連絡協議会(江別市青少年健全育成協議会)との円滑な連携の下、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織(法第14条第3項)

○所掌事務

- (1) 地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項の審議

重大事態

- ・重大事態に対処するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条第1項)

発生時

- (2) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

↓ 調査結果に対し、市長が再調査が必要と判断した場合

【新設】江別市いじめ問題再調査委員会

市長附属機関(再調査組織)

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処等の必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる
(法第30条第2項)

○所掌事務

- (1) 法第28条第1項の規定する調査の結果について、市長が必要があると認めるときに再調査を行う。

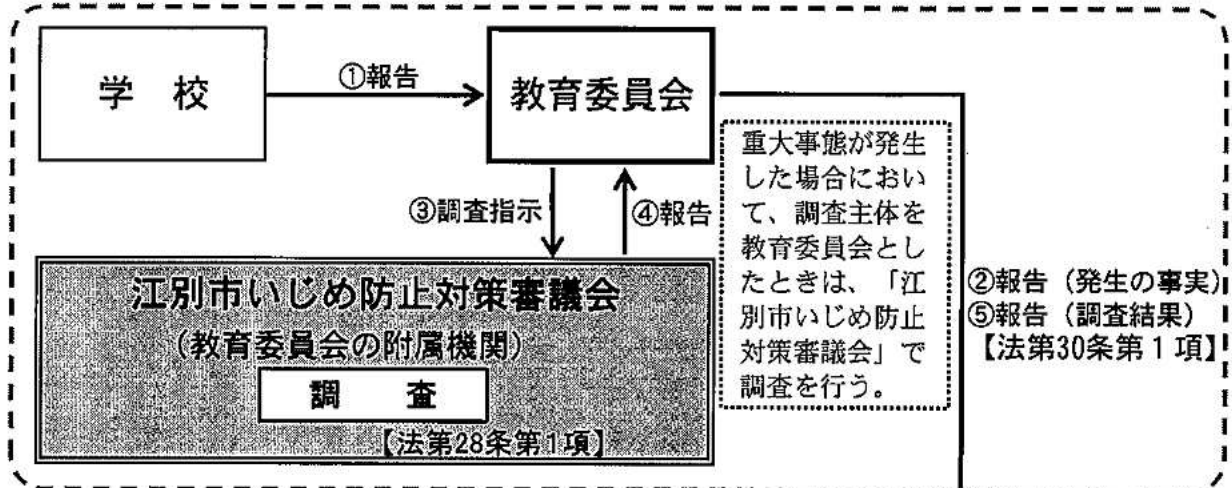
いじめの「重大事態」発生時の対応

いじめの「重大事態」発生

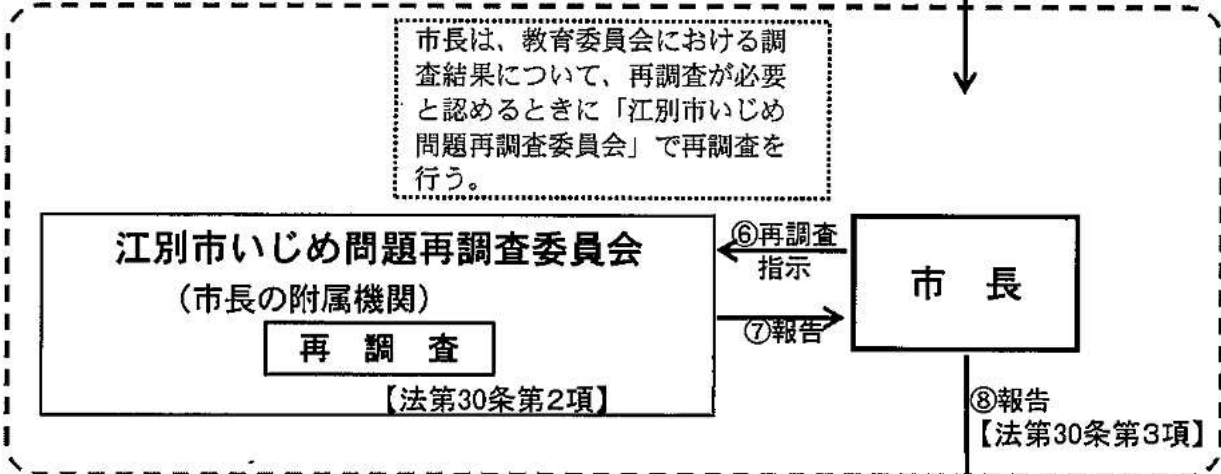
- ・いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項】

<教育委員会>



<市長>



<市議会>

市長は、再調査を行った場合、調査結果を市議会に報告する。

市議会

いじめの認知件数等の推移

いじめの認知件数

(件)

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 | | | | | |
| 全国 | 118,748 | 122,734 | 151,692 | 237,256 | 317,121 |
| 北海道 | 1,119 | 1,036 | 3,486 | 5,185 | 9,256 |
| 江別市 | 78 | 61 | 36 | 4 | 30 |
| 中学校 | | | | | |
| 全国 | 55,248 | 52,971 | 59,502 | 71,309 | 80,424 |
| 北海道 | 1,557 | 1,607 | 1,588 | 1,899 | 2,319 |
| 江別市 | 23 | 50 | 30 | 17 | 35 |

※江別市・北海道は公立、全国は国公立

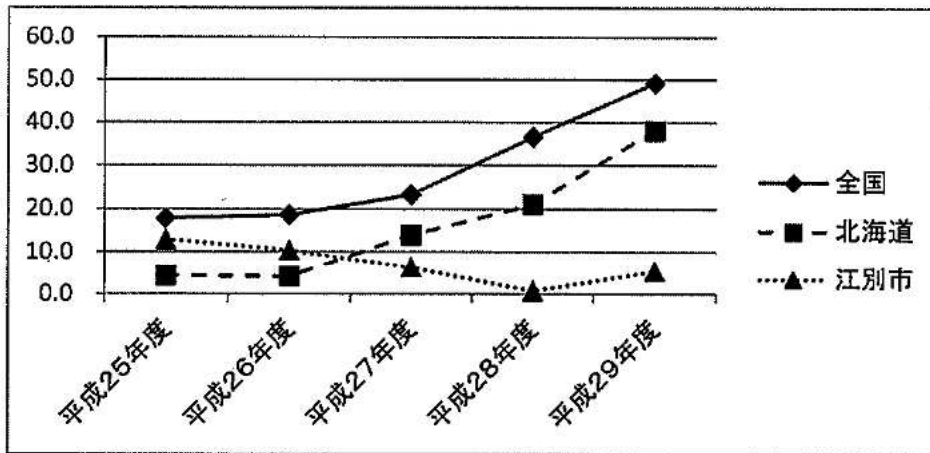
1,000人当りの認知件数

(件)

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | | | | | |
| 全国 | 17.8 | 18.6 | 23.2 | 36.5 | 49.1 |
| 北海道 | 4.3 | 4.1 | 13.9 | 21.0 | 38.0 |
| 江別市 | 12.9 | 10.3 | 6.2 | 0.7 | 5.3 |
| 中学校 | | | | | |
| 全国 | 15.6 | 15.0 | 17.1 | 20.8 | 24.0 |
| 北海道 | 11.6 | 12.1 | 12.0 | 14.5 | 18.2 |
| 江別市 | 6.8 | 15.1 | 9.2 | 5.3 | 11.3 |

※江別市・北海道は公立、全国は国公立

1,000人当りの認知件数【小学校】



1,000人当りの認知件数【中学校】

